

Ⅲ 職員力・組織力の向上に向けて

1 鈴鹿保健福祉事務所組織力向上委員会の開催

所の経営の質を高めるため、組織の問題点（気づき）をアセスメントし、それらの改善を目的として開催しています。

構成員：保健衛生室長、企画福祉課（2名）、地域保健課（1名）、健康増進課（1名）、衛生指導課（1名） 計6名

回数	開催日	内容
第1回	平成25年4月26日（金）	1. 平成24年度活動内容について 2. 平成25年度の取り組みについて
第2回	平成25年5月17日（金）	1. 平成25年度環境目的・目標及び実施計画について 2. 事務所対応マニュアルについて
第3回	平成25年6月21日（金）	1. 事務所対応マニュアルの検討について 2. 15分勉強会について 3. 「所内決め事」の検討について
第4回	平成25年7月19日（金）	1. 事務所対応マニュアルの最終確認について 2. 文書管理規定の遵守について 3. 「所内決め事」の検討について 4. 所内の危機事例テーブル訓練の実施について
第5回	平成25年8月16日（金） 19日（月）	1. 危機管理意識研修（テーブル訓練）
第6回	平成25年9月20日（金）	1. 公用携帯電話の増設について 2. 「所内決め事」の検討について
第7回	平成25年10月18日（金）	1. 「鈴鹿保健所 震災マニュアル」の改正について
第8回	平成25年11月15日（金）	1. 「鈴鹿保健所 震災マニュアル」の改正について
第9回	平成25年12月20日（金）	1. 「鈴鹿保健所 震災マニュアル」の改正について
第10回	平成26年1月17日（金）	1. 「鈴鹿保健所 震災マニュアル」の改正について 2. 「危機管理マニュアル訓練」について
第11回	平成26年2月21日（金）	1. 危機管理マニュアル訓練（テーブル訓練）
第12回	平成26年3月20日（木）	1. 平成25年度職場環境目標の達成状況及び検証について 2. 平成25年度組織力向上委員会の総括

(参考)「みえ県民カビジョン」の政策体系一覧(16の政策と56の施策)

(※)の施策について鈴鹿保健所で実績があります。

第1節「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

(政策)1 危機管理

- (施策)111 防災・減災対策の推進(※)
- 112 治山・治水・海岸保全の推進
- 113 食の安全・安心の確保(※)
- 114 感染症の予防と体制の整備(※)

(政策)2 命を守る

- (施策)121 医師確保と医療体制の整備(※)
- 122 がん対策の推進
- 123 こころと身体の健康対策の推進(※)

(政策)3 暮らしを守る

- (施策)131 犯罪に強いまちづくり
- 132 交通安全のまちづくり
- 133 消費生活の安全の確保
- 134 薬物乱用防止等と医薬品の安全確保(※)

(政策)4 共生の福祉社会

- (施策)141 介護基盤整備などの高齢者福祉の充実(※)
- 142 障がい者の自立と共生(※)
- 143 支え合いの福祉社会づくり(※)

(政策)5 環境を守る持続可能な社会

- (施策)151 地球温暖化対策の推進
- 152 廃棄物総合対策の推進
- 153 自然環境の保全と活用
- 154 大気・水環境の保全

第2節「創る」～人と地球の夢や希望を実感できるために～

(政策)1 人権の尊重と多様性を認め合う社会

- (施策)211 人権が尊重される社会づくり
- 212 男女共同参画の社会づくり
- 213 多文化共生社会づくり
- 214 NPOの参画による「協創」の社会づくり

(政策)2 教育の充実

- (施策)221 学力の向上
- 222 地域に開かれた学校づくり
- 223 特別支援教育の充実
- 224 学校における防災教育・防災対策の推進

(政策)3 子どもの育ちと子育て

- (施策)231 子どもの育ちを支える家庭・地域づくり
- 232 子育て支援策の推進(※)
- 233 児童虐待の防止と社会的養護の推進

(政策)4 スポーツの推進

- (施策)241 学校スポーツと地域スポーツの推進
- 242 競技スポーツの推進

(政策) 5 地域との連携

- (施策) 251 南部地域の活性化
- 252 東紀州地域の活性化
- 253 「美し国おこし・三重」の新たな推進
- 254 農山漁村の振興
- 255 市町との連携による地域活性化

(政策) 6 文化と学び

- (施策) 261 文化の振興
- 262 生涯学習の振興

第3節「拓く」～強みを生かした経済の躍動を実感できるために～

(政策) 1 農林水産業

- (施策) 311 農林水産業のイノベーションの促進
- 312 農業の振興
- 313 林業の振興と森林づくり
- 314 水産業の振興

(政策) 2 強じんて多様な産業

- (施策) 321 三重の強みを生かした事業環境の整備と企業誘致の推進
- 322 ものづくり三重の推進
- 323 地域の価値と魅力を生かした産業の振興
- 324 中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興
- 325 新しいエネルギー社会の構築

(政策) 3 雇用の確保

- (施策) 331 雇用への支援と職業能力開発
- 332 働き続けることができる環境づくり

(政策) 4 世界に開かれた三重

- (施策) 341 三重県営業本部の展開
- 342 観光産業の振興
- 343 国際戦略の推進

(政策) 5 安心と活力を生み出す基盤

- (施策) 351 道路網・港湾整備の推進
- 352 公共交通網の整備
- 353 快適な住まいまちづくり
- 354 水資源の確保と土地の計画的な利用

沿革

昭和 12 年 (1937 年)	4 月	法律第 42 号をもって保健所法公布
昭和 19 年 (1944 年)	10 月	保健所法にもとづき三重県亀山保健所発足
昭和 21 年 (1946 年)	10 月	亀山保健所神戸出張所 (鈴鹿市役所内) 駐在
昭和 22 年 (1947 年)	5 月	県告示第 222 号亀山警察署から衛生関係事務移管
昭和 22 年 (1947 年)	9 月	改正保健所法 (法律第 101 号) 公布
昭和 23 年 (1948 年)	8 月	亀山保健所神戸出張所を三絹工業(株)内に設置
昭和 23 年 (1948 年)	11 月	課制施行 (庁釧第 550 号)
昭和 23 年 (1948 年)	12 月	亀山保健所神戸出張所鈴鹿市神戸西萱町 986 へ移転
昭和 24 年 (1949 年)	10 月	優生保護相談所併設 (県告示第 587 号)
昭和 25 年 (1950 年)	5 月	亀山保健所庁舎新設鈴鹿郡亀山町本町 341
昭和 26 年 (1951 年)	10 月	結核予防法第 36 条の規定による指定医療機関となる
昭和 35 年 (1960 年)	8 月	次長制実施 (県規則第 65 号)
昭和 43 年 (1968 年)	8 月	公衆衛生行政の管内事情により、保健所庁舎を鈴鹿市神戸西萱町 16 に移築 名称を三重県鈴鹿保健所に変更し、亀山市役所敷地内に亀山相談所を設置
昭和 51 年 (1976 年)	4 月	機構改革に伴い環境課を新設、衛生課を衛生指導課に改称
昭和 56 年 (1981 年)	9 月	住居表示の変更に伴い、住所を鈴鹿市神戸八丁目 9 番 22 号に変更
昭和 63 年 (1988 年)	10 月	三重県鈴鹿庁舎の整備に伴い、鈴鹿市西条五丁目 117 へ移転
平成 4 年 (1992 年)	3 月	亀山相談所を亀山市保健センター (亀山市亀田町) 内に移転
平成 5 年 (1993 年)	4 月	保健所の見直しに伴い、保健婦室を保健指導課に改称し、保健予防課の保健 係、予防係を統合して保健予防係とし、総務課検査係を廃止
平成 6 年 (1994 年)	6 月	地域保健法制定 (保健所機能の強化)
平成 9 年 (1997 年)	3 月	亀山相談所を廃止
平成 9 年 (1997 年)	4 月	機構改革により、保健予防課、保健指導課を廃止し、企画調整課、地域保健 課を新設
平成 10 年 (1998 年)	4 月	県民局組織の改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部を設置 (併置機 関三重県鈴鹿保健所) し、企画総務グループ、健康増進グループ、福祉保健 グループ、衛生指導グループを配置
平成 14 年 (2001 年)	4 月	県民局組織改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部に福祉相談チーム 及び保健衛生チームを新設し、福祉相談チームに経営支援グループ、生活支 援グループ、子育て支援グループを、保健衛生チームに計画調整グループ、 健康増進グループ、衛生指導グループを配置
平成 15 年 (2003 年)	4 月	県民局組織改正により、保健衛生チームの計画調整グループを廃止し、福祉 相談チームの経営支援グループを経営企画グループに変更
平成 16 年 (2004 年)	4 月	県民局組織改正により、チームを廃止して室に変更
平成 17 年 (2005 年)	4 月	県民局組織改正により、三重県北勢県民局鈴鹿保健福祉部に企画福祉室及び 保健衛生室を設置し、企画福祉室に企画市町村支援グループ、福祉グルー プを、保健衛生室に健康増進グループ、地域保健グループ、衛生指導グルー プを配置
平成 18 年 (2006 年)	4 月	県組織改正により部・グループを廃止し、事務所・課制となる。 三重県鈴鹿保健福祉事務所 (併置機関三重県鈴鹿保健所) に保健衛生室を設 置し、企画福祉課、健康増進課、地域保健課、衛生指導課を配置

平成 25 年 (2013 年)	4 月	県組織改正により三重県鈴鹿保健福祉事務所 (併置機関三重県鈴鹿保健所) を廃止し、三重県鈴鹿保健所設置、企画福祉課を総務企画課に変更
------------------	-----	--

付録

主な鈴鹿保健所関係法令の制定・改正の流れ

明治30年(1897年)	伝染病予防法制定
明治33年(1900年)	精神病患者監護法、飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律制定
明治40年(1907年)	らい予防法制定
大正8年(1919年)	精神病院法、結核予防法、トラホーム予防法制定
昭和12年(1937年)	(旧) 保健所法制定
昭和21年(1946年)	日本国憲法公布
昭和22年(1947年)	(新) 保健所法、食品衛生法、児童福祉法制定
昭和23年(1948年)	予防接種法、優生保護法、医療法、性病予防法制定
昭和24年(1949年)	身体障害者福祉法制定
昭和25年(1950年)	精神衛生法、狂犬病予防法、生活保護法制定
昭和26年(1951年)	結核予防法、社会福祉事業法制定
昭和27年(1952年)	栄養改善法制定
昭和28年(1953年)	(新) らい予防法制定
昭和35年(1960年)	薬剤師法、薬事法制定 精神薄弱者福祉法制定
昭和38年(1963年)	老人福祉法制定
昭和39年(1964年)	母子福祉法制定
昭和40年(1965年)	母子保健法制定、精神衛生法改正(通院医療費公費負担、精神衛生業務が保健所業務に追加)
昭和45年(1970年)	心身障害者対策法制定
昭和48年(1973年)	動物の保護及び管理に関する法律制定
昭和54年(1979年)	薬事法改正(新薬承認の厳格化、副作用報告、再評価等の法制化)
昭和56年(1981年)	母子福祉法改正(「母子及び寡婦福祉法」に改称)
昭和60年(1985年)	第1次医療法改正(都道府県医療計画制度の導入)
昭和62年(1987年)	精神衛生法改正(「精神保健法」に改称)
平成元年(1989年)	後天性免疫不全症候群の予防に関する法律施行
平成4年(1992年)	第2次医療法改正(医療提供の理念規定の整備等)
平成5年(1993年)	心身障害者対策法改正(「障害者基本法」に改称)
平成6年(1994年)	地域保健法制定(保健所機能の強化)、関係法律整備(保健所法、母子保健法、児童福祉法、栄養改善法、医療法、薬事法、伝染病予防法、食品衛生法等の改正)
平成7年(1995年)	精神保健法改正(精神障害者保健福祉手帳制度の創設、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改称)
平成8年(1996年)	らい予防法廃止 薬事法改正(治験、承認審査の充実強化)
平成9年(1997年)	地域保健法全面施行
平成9年(1997年)	介護保険法制定 第3次医療法改正(医療提供に当たって患者への説明と理解等)
平成10年(1998年)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)制定

平成11年(1999年)	感染症法施行（伝染病予防法、性病予防法、後天性免疫不全症候群の予防に関する法律廃止）
	精神薄弱者福祉法改正（「知的障害者福祉法」に改称）
	動物の保護及び管理に関する法律改正（「動物の愛護及び管理に関する法律」に改称）
平成12年(2000年)	社会福祉事業法改正（「社会福祉法」に改称）
	第4次医療法改正（病床区分の見直し等）
平成13年(2001年)	地域健康危機管理ガイドライン策定（厚生労働省）
平成14年(2002年)	健康増進法制定
	薬事法改正（製造販売制度の導入、医療機器のリスクに応じたクラス分類制度の導入）
平成15年(2003年)	食品安全基本法制定、食品衛生法改正（リスク分析手法の導入）
	感染症法改正（緊急時における感染症対策の強化、動物由来感染症の強化、感染症法の対象疾病及び疾病分類の見直し等）
平成16年(2004年)	発達障害者支援法制定
平成17年(2005年)	食育基本法制定
	動物の愛護及び管理に関する法律改正
	障害者自立支援法制定
平成18年(2006年)	老人保健法改正（「高齢者の医療の確保に関する法律」に全面改正）
	薬事法改正（医薬品販売制度の見直し）
	精神保健福祉法改正（「精神病院」を「精神科病院」に改める）
	結核予防法の廃止。感染症法（基本理念、責務規定の見直し、感染症の種類の見直し等）、予防接種法改正
平成19年(2007年)	第5次医療法改正（患者等への医療に関する情報提供の推進等）
平成20年(2008年)	感染症法改正（感染症の類型の新設、新型インフルエンザ等感染症に対する措置等）
平成23年(2011年)	母子保健法改正
平成24年(2012年)	新型インフルエンザ等対策特別措置法制定
平成25年(2013年)	障害者自立支援法を改正し、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」とし施行
平成26年(2014年)	難病の患者に対する医療等に関する法律の制定
	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定

編集担当：総務企画課

保健所年報

平成 26 年 12 月発行

三重県鈴鹿保健所

〒513-0809 鈴鹿市西条 5 丁目 117

電話 (059) 382-8671 (代表)

FAX (059) 382-7958